

第196期 中間決算公告

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	26,295	預 金	1,575,151
コールローン	46,342	譲渡性預金	74,835
買入金銭債権	18,555	コールマネー	1,177
商品有価証券	70	外国為替	205
有価証券	644,404	その他負債	8,345
貸出金	1,037,502	役員賞与引当金	10
外国為替	344	退職給付引当金	8,055
その他資産	5,520	役員退職慰労引当金	224
有形固定資産	15,803	再評価に係る繰延税金負債	2,044
無形固定資産	552	支払承諾	17,500
繰延税金資産	535	負債の部合計	1,687,552
支払承諾見返	17,500	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 5,498	資 本 金	12,008
		資本剰余金	4,934
		資本準備金	4,932
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	89,995
		利益準備金	7,076
		その他の利益剰余金	82,919
		退職給与積立金	520
		別途積立金	78,500
		繰越利益剰余金	3,899
		自 己 株 式	△ 360
		株主資本合計	106,578
		その他有価証券評価差額金	13,198
		繰延ヘッジ損益	△ 431
		土地再評価差額金	1,033
		評価・換算差額等合計	13,800
		純資産の部合計	120,378
資産の部合計	1,807,930	負債及び純資産の部合計	1,807,930

中間損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		22,376
資 金 運 用 収 益	16,405	
(うち貸出金利息)	(10,699)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,058)	
役 務 取 引 等 収 益	3,399	
そ の 他 業 務 収 益	1,012	
そ の 他 経 常 収 益	1,559	
経 常 費 用		17,696
資 金 調 達 費 用	2,648	
(うち預金利息)	(1,825)	
役 務 取 引 等 費 用	1,005	
そ の 他 業 務 費 用	1,313	
営 業 経 費	10,860	
そ の 他 経 常 費 用	1,868	
経 常 利 益		4,679
特 別 利 益		2
特 別 損 失		309
税 引 前 中 間 純 利 益		4,372
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,626
法 人 税 等 調 整 額		538
中 間 純 利 益		2,207

貸借対照表注記事項

1. **記載金額**は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. **商品有価証券の評価**は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. **有価証券の評価**は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. **デリバティブ取引の評価**は、時価法により行っております。
5. **有形固定資産の減価償却**は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～30年
動 産 2年～15年
なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ13百万円減少しております。
また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ47百万円減少しております。
6. **無形固定資産の減価償却**は、定額法により償却しております。なお、**自社利用のソフトウェア**については、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. **外貨建資産・負債**は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. **貸倒引当金**は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
9. **役員賞与引当金**は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. **退職給付引当金**は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
11. 従来、**役員退職慰労金**は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は20百万円減少し、特別損失は245百万円増加し、経常利益は20百万円増加、税引前中間純利益は224百万円減少しております。
12. **リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引**については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. **金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施していません。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。
また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する

当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は666百万円（税効果額控除前）であります。

14. **外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. **消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理**は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 取締役会及び監査役との間の取引による **取締役及び監査役に対する金銭債権総額** 20百万円

17. **関係会社の株式総額** 24百万円

18. **有形固定資産の減価償却累計額** 23,416百万円

19. **有形固定資産の圧縮記帳額** 2,132百万円

20. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は1,759百万円、**延滞債権額**は21,818百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、**3か月以上延滞債権額**は13百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は10,269百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. **破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は33,861百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,273百万円であります。

25. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 93,046百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1,763百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,587百万円を差し入れております。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）

第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,262百万円

27. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額**は7,995百万円であります。

28. **1株当たりの純資産額** 702円75銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 29. まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	32,990	59,289	26,298
債券	412,091	407,401	△4,690
国債	179,670	174,714	△4,955
地方債	117,087	117,544	457
社債	115,334	115,142	△191
その他	181,005	179,958	△1,047
合計	626,087	646,649	20,561

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,363百万円を差し引いた額13,198百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	8,095
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	24
その他有価証券 非上場株式	1,217
非上場外国証券	0
その他	162

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、444,910百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が431,953百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額 1, 9 3 7 百万円

退職給付引当金損金算入限度額超過額 3, 2 2 2

有価証券償却損金算入限度額超過額 1, 7 0 0

減価償却損金算入限度額超過額 1, 0 3 1

その他 1, 9 1 3

繰延税金資産小計 9, 8 0 4

評価性引当額 △1, 9 0 6

繰延税金資産合計 7, 8 9 8

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 7, 3 6 3

繰延税金負債小計 7, 3 6 3

繰延税金資産の純額 5 3 5 百万円

33. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

34. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 12.77%（国内基準）

損益計算書注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間利益金額 12円88銭
3. 特別損失には、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、前事業年度末までに発生していると認められる額245百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	26,553	預 金	1,574,182
コールローン及び買入手形	46,342	譲渡性預金	69,885
買入金銭債権	20,704	コールマネー及び売渡手形	1,177
商品有価証券	70	借 用 金	5,535
有 価 証 券	644,515	外 国 為 替	205
貸 出 金	1,022,740	そ の 他 負 債	14,257
外 国 為 替	344	役 員 賞 与 引 当 金	10
そ の 他 資 産	16,647	退 職 給 付 引 当 金	8,092
有形固定資産	27,954	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	238
無形固定資産	1,826	利 息 返 還 損 失 引 当 金	46
繰延税金資産	1,309	再評価に係る繰延税金負債	2,044
支払承諾見返	27,874	支 払 承 諾	27,874
貸倒引当金	△ 8,916	負 債 の 部 合 計	1,703,551
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	4,935
		利 益 剰 余 金	90,296
		自 己 株 式	△ 360
		株 主 資 本 合 計	106,881
		その他有価証券評価差額金	13,199
		繰延ヘッジ損益	△ 431
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,033
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,801
		少 数 株 主 持 分	3,732
		純 資 産 の 部 合 計	124,415
資 産 の 部 合 計	1,827,966	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,827,966

中間連結損益計算書 (平成19年 4月 1日から
平成19年 9月 30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		26,464
資 金 運 用 収 益	16,417	
(うち貸出金利息)	(10,688)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,059)	
役 務 取 引 等 収 益	4,317	
そ の 他 業 務 収 益	4,173	
そ の 他 経 常 収 益	1,555	
経 常 費 用		21,820
資 金 調 達 費 用	2,686	
(うち預金利息)	(1,817)	
役 務 取 引 等 費 用	1,037	
そ の 他 業 務 費 用	4,199	
営 業 経 費	11,594	
そ の 他 経 常 費 用	2,303	
経 常 利 益		4,644
特 別 利 益		10
特 別 損 失		323
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		4,330
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,809
法 人 税 等 調 整 額		475
少 数 株 主 損 失		△ 175
中 間 純 利 益		2,220

連結計算書類の作成方針

子会社、子会社等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

山銀リース株式会社

山銀保証サービス株式会社

やまぎんディーシーカード株式会社

やまぎんジェーシービーカード株式会社

やまぎんキャピタル株式会社

山銀システムサービス株式会社

山銀ビジネスサービス株式会社

なお、前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありましたやまぎんジェーシービーカード株式会社については、連結子会社に該当することとなったため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

なお、やまぎんジェーシービーカード株式会社については、連結子会社に該当することとなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて9月末日であります。

連結貸借対照表注記事項

1. **記載金額**は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. **商品有価証券の評価**は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. **有価証券の評価**は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. **デリバティブ取引の評価**は、時価法により行っております。
5. 当行の**有形固定資産の減価償却**は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～30年

動 産 2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ13百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ47百万円減少しております。

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. **無形固定資産の減価償却**は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の**外貨建資産・負債**は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の**貸倒引当金**は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. **役員賞与引当金**は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. **退職給付引当金**は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 其の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

11. 従来、**役員退職慰労金**は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は18百万円減少し、特別損失は257百万円増加し、経常利益は18百万円増加、税金等調整前中間純利益は238百万円減少しております。

12. 連結される子会社及び子法人等の**利息返還損失引当金**は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、利息返還の請求に伴う損失に対する引当金については、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求

による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より「利息返還損失引当金」として計上しております。

13. 当行並びに及び国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の**金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行なっているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施していません。
- なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。
- また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識してしております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は666百万円（税効果額控除前）であります。
15. 当行の**外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。
16. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の**消費税及び地方消費税の会計処理**は、税抜方式によっております。
17. 当行の取締役及び監査役との間の取引による**取締役及び監査役に対する金銭債権総額** 20百万円
18. **有形固定資産の減価償却累計額** 41,959百万円
19. **有形固定資産の圧縮記帳額** 2,132百万円
20. 貸出金のうち、**破綻先債権額は1,813百万円、延滞債権額は22,170百万円**であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、**3カ月以上延滞債権額は41百万円**であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額は10,372百万円**であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. **破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,398百万円**であります。
- なお、19. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してしております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有してしておりますが、その額面金額は、16,273百万円であります。
25. **担保に供している資産**は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 93,046百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 1,763百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,587百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は275百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,262百万円

27. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,995百万円**であります。

28. **1株当たりの純資産額 704円53銭**

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

満期保有目的の債権で時価のあるもの

該当ありません

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	33,056	59,379	26,322
債券	412,091	407,401	△4,690
国債	179,670	174,714	△4,955
地方債	117,087	117,544	457
社債	115,334	115,142	△191
その他	181,005	179,958	△1,047
合計	626,154	646,739	20,585

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,372百万円を差し引いた額13,212百万円のうち少数株主持分相当額12百万円を控除した額13,199百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. **時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおり**であります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	8,095
その他有価証券 非上場株式	1,241
非上場事業債	20

31. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、499,668百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が486,711百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 12.98%(国内基準)

連結損益計算書注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり中間純利益金額 12円96銭